

湖西市告示第 51 号

湖西市こどもの居場所づくり支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 13 日

湖西市長 田内 浩之



湖西市こどもの居場所づくり支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

湖西市こどもの居場所づくり支援補助金交付要綱（令和 7 年湖西市告示第 207 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「当該通知を受領した日の翌日から起算して 14 日以内」を「市長が指定した日まで」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第6条関係）

項	補助金額の上限額	対象経費		注意事項	
1. 事業実施に要する経費（ただし、団体運営に要する経費については対象外とする。）	こどもの居場所を運営する場所1か所当たり12万5千円	報償費	・ボランティアや外部講師に対する謝金、交通費・研修費の実費	・団体スタッフへの謝礼等は対象外とする。	
		需用費	・食事提供や学習支援等に利用する消耗品費（単価が消費税込み10万円未満のもの） ・食材費 ・衛生用品費 ・事業案内チラシ等印刷物 ・光熱水費 ・車両等の燃料費		
		役務費	・運搬費 ・通信費 ・郵便代 ・保険料 ・手数料		
		使用料及び賃借料	・会場の賃借料 ・車両の賃借料 ・事務機器のリース料等		・賃貸借契約により借り受けている自宅用の建物を使用して開設する場合の賃借料は対象外とする。
		その他	・上記の各経費区分以外の経費で、事業の運営に必要であると認められる経費		・事前の協議を必要とする。
2. 新規開設に要する経費	新規開設1か所当たり1回20万円	需用費	・食事提供や学習支援等に利用する消耗品費（単価が消費税込み10万円未満のもの）		
		備品購入費	・食事提供や学習支援等に利用する備品（単価が消費税込み10万円以上のもの）の購入費		
		修繕費	・開設場所となる建物（設備を含む。）の軽微な修繕又は改修に係る経費		・事業の運営のための修繕又は改修であることが確認できたもののみを対象とする。 ・建物の躯体の変更を伴うなどの大規模な改修は対象外とする。
		その他	・ホームページ等の新規作成の外部委託費 ・食品衛生管理者講習会等の受講費用 ・新規開設に必要となるその他の経費		

備考 各経費は、こどもの居場所の開設に必要であり、他の事業と明確に区分できるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。